

令和2年度第1回鴨川市介護保険運営協議会

1. 日時 令和2年10月29日(木) 午後1時30分から

2. 場所 鴨川市総合保健福祉会館 2階研修室

3. 出席者

(委員6名)

榎本 豊 酒井龍一 宗政智子 山田 暁 石井健一 和泉 悟

(市 15名)

鴨川市 亀田郁夫市長

健康福祉部 牛村隆一部長

健康推進課 角田守課長

高橋昭彦課長補佐兼介護保険係長 山口文子課長補佐

介護保険係 平川健司係長

保健予防係 速水毅主査 山口恵子 山本理恵

福祉課 鈴木幸雄課長兼福祉事務所長

渡辺賢次課長補佐

地域ささえあい係 星野誠係長

福祉総合相談センター

小坂重樹主任看護師 田中和代主任保健師

福祉総合相談センター・天津小湊 山口聡子

4. 傍聴者 3名

5. 会議

(1) 開会・委嘱状交付

(事務局 山口補佐)

皆様、こんにちは、本日の進行を務めさせていただきます健康推進課の山口と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の会議に先立ちまして、皆様に亀田市長より「委嘱状の交付」をさせていただきます。お名前を読み上げますので、恐れ入りますが自席にて市長より委嘱状をお受け取りくださるようお願いいたします。

市長、よろしくお願いいたします。

(市長より委嘱状の交付)

亀田市長、ありがとうございました。以上で「委嘱状の交付」を終了いたします。

なお、金井重人様につきましては、本日欠席のため、後日事務局より交付させていただきます。

ただいま、委嘱状を交付させていただきました委員の皆様方につきましては、承諾書に住所・氏名をご記入いただきまして、お帰りの際に事務局へお渡しく下さい。

ここで、委員の皆様にご案内いたします。本会議は「会議の透明性」を図るため、公開となっております。つきましては、会議を録音して議事録を作成し、市のホームページにて掲載させていただきますので、ご了承ください。

(本日の流れの説明と資料の確認)

資料は以上でございますが、漏れ等はございませんでしょうか。

なお、会議途中、資料に不足などありましたらお申し出くださるようお願いいたします。

(事務局 山口補佐)

本日、金井委員より欠席の報告がございました。ただいま6名の委員さんのご出席をいただいております。

本日は過半数の委員さんが出席されておりますので、鴨川市附属機関設置条例第5条第2項の規定により本協議会は成立をいたしました。

よって、令和2年度第1回鴨川市介護保険運営協議会を開会いたします。

はじめに、鴨川市長 亀田郁夫よりご挨拶を申し上げます。

(亀田市長)

皆さんこんにちは。本日、介護保険運営協議会を開催いたしましたところ、ご多用のなかご出席を賜り誠にありがとうございます。

委員の皆様には日頃より介護保険の円滑な事業運営に御理解と御協力を賜っておりますことを心から謝意を表しますと共に、委員へのご就任をご快諾いただきましたことを重ねて御礼申し上げます。

第7期の鴨川市高齢者保健福祉計画並びに、介護保険事業計画も今年で3年目を迎えました。

委員の皆様には、これからの進捗状況を見据えながら、次期計画の策定についてご審議いただきたく、大変重要な年でもございます。

現在、本市の高齢化率39%に達し、75歳以上の高齢者人口は今後も増加が見込まれております。そのようななか、市民皆様が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、介護に加え、医療・予防・生活支援・住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステムを更に強化することが急務となっております。

市としまして、福祉総合相談センターが軸となり関係機関との連携を図りながら、安全で安心な暮らしを支援してまいりますので、皆様には引き続きのお力添えをお願い申し上げます。この後、審議案件として高齢者保険福祉計画、介護保険事業計画の進捗状況等を担当から説明いたしますので、それぞれのお立場から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます、御礼の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

(事務局 山口補佐)

どうもありがとうございました。

続きまして、委員の皆様、事務局のご紹介につきましては、お手元にある委員名簿並びに席次表にて割愛させていただきたいと存じます。

なお、本日は、次期の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に係るコンサルタント業者として、ジャパンインターナショナル総合研究所の職員も同席いただいておりますので、あらかじめご了承を願います。

これより、会長・副会長の選出を行います。鴨川市附属機関設置条例第4条第1項の規定により、「協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。」となっております。このため、会長・副会長が決まるまでの間、市長に座長をお願いしたいと考えますが、ご了承いただけますでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは、市長に、会長・副会長の選出をお願いいたします。

(亀田市長)

それでは僭越ではございますが、会長・副会長が決まるまで、私が座長を務めさせて

いただきます。それでは早速、会長・副会長のご推薦をいただきたいと思います。暫時休憩をさせていただきます。

どなたか、ご推薦いかがでしょうか。

(和泉委員)

めぐみの里の和泉です、よろしくお願いします。

私は、会長には福祉分野をはじめ様々な知見を有しております、榎本豊委員が、また副会長には、いままでの介護保険運営協議会で副会長を務められた酒井龍一委員が適任ですのでご推薦いたします。

(亀田市長)

ありがとうございます。それでは、会議を再開いたします。

会長並びに副会長につきましては、和泉委員さんから会長に榎本豊委員さん、副会長に酒井龍一委員さんとのご推薦をいただきました。いかがでしょうか。

(賛成の声)

(亀田市長)

それでは、皆様の賛同をいただきましたので、会長に榎本豊委員さん、副会長に酒井龍一委員さんをお願いをいたしたいと思います。

ただいま、会長・副会長が決定いたしましたのでこれで座長の任を解かせていただきます。御協力ありがとうございました。

(事務局 山口補佐)

ここで亀田市長でございますが、所用がございますので退席をさせていただきたいと存じます。

(亀田市長)

どうもありがとうございました。よろしくどうぞお願いいたします。

(事務局 山口補佐)

それでは、榎本会長さんは議長席にお移りください。

会長さんから、ご挨拶をお願いいたします。

(榎本会長)

ただいま、ご推薦いただきました榎本でございます。介護保険が 2000 年に始まりまして、たまたまずっと就かせていただいているわけで、今回第 8 期の計画ということで非常に高齢化も進み今回コロナの関係もあって非常に難しい状況のなかでございますが、市民としましてはやはり介護保険料あたりに関心があるように思われますので、皆様の忌憚のないご意見をお願いいたします。

(事務局 山口補佐)

どうもありがとうございました。

それでは、議事に入らせていただきたいと存じます。

鴨川市附属機関設置条例第 5 条第 1 項の規定により、会長が議長になることとなっておりますので、議長職を榎本会長さんをお願いし、進めてまいりたいと思います。

それでは、榎本会長さん、よろしくお願いします。

(榎本議長)

あらためまして、議長の榎本でございます。本日は、大変お忙しい中ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。なお、会議の時間でございますが、このあと2時間程度とさせていただきますと存じます。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それではここで、議事録署名人を指名させていただきます。和泉悟委員にお願いできますでしょうか。

(和泉委員了承)

(榎本議長)

では、和泉委員さん、お願いいたします。

それでは、次第に基づきまして議事を進めさせていただきます。

これより議事に入ります。

まずはじめに、議件(1)「高齢者保険福祉計画・介護保険事業計画の推移について」から「④福祉総合相談センター事業について」は関連がございますので、一括審議としたいと存じます。質疑応答は、事務局からの説明がすべて終了した後にお願いいたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

(事務局 高橋課長補佐)

健康推進課介護保険係、高橋です。私の方から①介護保険事業の推移についてご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

お手元の資料1-1の1ページをお開きください。ここでは、介護保険事業の過去からの推移と令和2年度の状況等を表記させていただいております。時間の都合上、要点のみご説明させていただきますので、ご了解いただきたいと思います。

まずはじめに1ページでは要介護認定者の推移をまとめております。特に中段の下から4行目、こちらに令和2年3月時点での要介護認定者数を示しております。認定者数は、合計で2,414人となっており、平成14年頃と比べると倍の数値となっており年々増加しておりましたが、平成30年・令和元年と比べると減少しております。また最下段の令和2年計画値と比べても若干少ない人数となっております。

続いて、2ページをご覧ください。こちらは、介護度別の認知症の人数をまとめております。また、下段では被保険者数をまとめており、令和2年3月時点で鴨川市の65歳以上の方は12,420人で、40歳から64歳の特定疾病で要介護認定を受けている方を含めると12,456人となっております。

次に、4ページをご覧ください。こちらでは、要介護認定を受けて実際にサービスを利用している方の人数となります。令和2年の数値でございますが、令和2年3月・4月・8月と3つに分けてまとめておりますが、一番下の8月分の介護サービス受給者をご覧ください。下から2行目の合計欄では、2,301名の方が何らかのサービスを利用しております。内訳ですが、居宅サービスを利用している方が1,478名、地域密着型サービスを利用している方が338名、施設サービス利用者が485名となっており、介護度の変更やサービス等で重複する方もおりますが、認定を受けた多くの方が介護サービスを受けていることになります。

続いて5ページをご覧ください。①では居宅でサービスを受けている方の内訳となります。要介護1・要介護2の方が多く、全体の5割となっております。

6ページをお開きください。②では地域密着型サービスの利用者内訳となっております。グループホームや小規模のデイサービス等を利用されている方になりますが、要介護2の方が多く全体の3割という状況です。

7ページをお開きください。③では施設サービスの利用者をまとめてあります。特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型医療施設ごとにまとめてありますが、要介護3・4・5の方が全体の8割以上を占めている状況でございます。

9ページをお開きください。ここでは、保険給付について推移をまとめてあります。中段の令和元年度の実績額については、39億7,191万279円となっております。介護保

険創設時と比べ3倍近くになっておりますが、計画しました計画値と比較しますと95.1%推移となっております。

10 ページをお開きください。こちらでは、給付費の内訳でございます。まず円グラフをご覧くださいと思います。居宅サービスは全体の47%で約18億7千万円、地域密着型サービスは13%の5億1千万円、施設サービスは約40%の15億8千万円となっております。続いて、下のグラフをご覧ください。居宅サービスの内訳ですが、鴨川市は医療機関も多いこともあり、通所リハビリが比較的多く、訪問介護、デイサービスも多く利用している状況となっております。

11 ページをご覧ください。地域密着サービスの内訳ですが、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームが最も多く約37%、続いて地域密着型の通所介護が35%、地域密着型介護老人福祉施設が約11%となっております。続いて、施設サービスでございますが、特別養護老人ホームの介護老人福祉施設こちらが46%、介護老人保健施設が約25%、介護療養型医療施設が約28%となっている状況でございます。

12 ページをご覧ください。令和2年度の月別の保険給付の推移を表しておりますが、中段をご覧くださいと思います。こちらは、令和2年の4か月分の実績の平均で年間の予定額を算出したところ、令和2年につきましては41億451万4,149円と見込みました。この下に計画値がございますが、計画値は43億6,167万3千円となっております。令和2年を下回る推移をしております。しかしながら、今後新型コロナウイルスの影響により変動してくる可能性もありますので、給付費の推移については注視をまいりたいところでございます。

最後に13 ページをご覧ください。こちらでは、介護給付費の基金の積み立て状況についてまとめております。一番下の第7期の令和2年9月時点での積み立て状況ですが、令和2年は第7期の最終年度であり、3か年の中では一番給付費がかかる年ではありますが、現時点では計画給付費を下回っており、積立額も3億6,950万2,864円積み立てることができております。今後は、次期保険料を設定するうえで、この積立金をどのように運営していくのか慎重な審議が必要ではございますが、ここでは現状のみのご報告とさせていただきたいと思っております。以上で、説明を終わらせていただきます。

(事務局 平川係長)

皆さんこんにちは。鴨川市健康推進課の平川と申します。私の方からは、②介護予防事業についてご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

資料14 ページをお開きください。健康づくりの推進及び介護予防の推進に係る令和2年度事業実施状況について掲載しております。この中では、皆様ご承知のように新型コロナウイルス感染症の影響により、従来ですと6月から7月まで実施しておりましたが、ふれあいセンター会場における集団健診を中止し、施設健診への振替、及び日程変更をして対応をしております。そのことによりまして、受診者数の減少が著しい状況になっておりますが、来年度に向け新型コロナウイルス対策をしながら、従来の健診に戻せるように現在検討しております。

続きまして、15 ページの中段③予防接種の促進についてでございますが、新型コロナウイルス感染症およびこれからの次期のインフルエンザの流行期を迎えてまいります。そのなかで、特に高齢者の方がインフルエンザに罹った時に重症化しやすいということから、本年度につきましては従来1,500円の助成をしておりましたが、本年度につきましては2,500円の助成事業ということで、高齢者の方に予防接種を打っていただいている状況でございます。実際的人数については医療機関からの報告はこれからとなりますが、各医療機関で従来より多くの方がインフルエンザの予防接種を受けていただいているというお話を聞いております。

その下、2. 介護予防の推進となりますが、介護予防事業につきましても、先程同様に新型コロナウイルス感染症の影響により、従来地域のサロン活動、地域のボラン

ティア活動が軒並み中止となっております。ただ、夏過ぎ頃から地域の活動もだいぶ再開してきておりますので、保健師が地域に出向いて行きまして感染予防であったり、長期間活動休止している団体等からは、なかには閉じこもってしまった方、身体機能が落ちてしまった方もいらっしゃいますので、そういうお話を聞きながら個別で対応している状況でございます。

以上で、私からの説明を終わります。

(事務局 星野係長)

続きまして、③高齢者福祉サービスについて説明をさせていただきます。福祉課の星野と申します。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

引き続き、資料 17 ページをお開きください。1. 高齢者福祉の推進に係る令和 2 年度主要事業についてご説明させていただきます。まず、社会参加と生きがいづくりの促進についてでございます。老人クラブ活動等事業においては、単位老人クラブ活動事業、高齢者向けスポーツ普及事業等の運営支援に取り組んでおります。現在、鴨川市老人クラブでは 21 団体、約 700 人が活動しております。また、支援という形では次のシルバー人材センターの自主的な運営の基盤の確立に向けた支援についても併せて取り組んでおります。

それでは、18 ページをお開きください。地域ささえあい体制づくりでは、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、様々な事業者とも連携した見守りネットワークの充実に目的に、地域の見守り協定を推進すること。また、安全で快適な生活の確保では、避難行動要支援者情報の収集として、避難行動要支援者名簿の作成及び災害時における活用を図り、実践的な防災の推進を図るものであります。また、次に高齢者福祉サービスの充実であります。緊急通報体制等整備事業は、在宅の一人暮らし高齢者に対し、緊急通報システムを設置することで、急病等の緊急事態における日常生活上の不安を解消し、在宅高齢者等の福祉の増進を図ることを目的としております。

続きまして 19 ページ、高齢者孤立防止事業であります。一人暮らし高齢者を定期的に訪問し、孤独感の解消・孤独死の防止を図るものであります。こちらにつきましては鴨川市社会福祉協議会に委託をし、現在の対象者は約 770 人でございます。

次は、老人福祉施設措置事業であります。環境上または経済上の理由のために在宅生活が困難な方を養護老人ホームへ入所させる事業で、市内外の 6 か所の施設に現在 56 名が入所しております。

最後になりますが、高齢者保護ショートステイ事業です。家族から虐待を受けた高齢者または災害時により在宅での生活が困難となった高齢者を特別養護老人ホーム等に一時的に保護することで、高齢者の生命及び身体の安全を確保し、高齢者の権利利益の擁護を図るものでございます。以上、簡単ではございますが、高齢者福祉サービスに関する説明とさせていただきます。

(事務局 田中主任保健師)

続きまして、④福祉総合相談センター事業について、説明させていただきます。鴨川市福祉総合相談センターの田中と申します。着座にて失礼いたします。

資料につきましては、引き続き資料 1-2 をご覧ください。その前に、事業報告にはございませんが、このコロナ渦における市内介護事業所の運営状況について、福祉総合相談センターで把握した状況を少し報告させていただきます。特に、緊急事態宣言のもとでは感染症予防のため、本人の健康チェックはもちろんのこと、同居家族の健康チェックも実施しサービス業を行っていました。また、東京や県北などの新型コロナウイルス患者が多く発生している地区から家族が来たり、ご本人が東京に出掛けたりした場合には、2 週間の健康観察期間をおくため、サービス利用を控えていただく等の対応を取っている事業所も多くありました。また、特にデイサービス・デイケ

アを複数事業所利用している方については、一つの事業所にまとめていただいたり、密を避けるために一日の利用者数を制限し、利用回数も週2日までと回数制限をする事業所も多くありました。

サービスの制限は徐々に緩和されておりますが、介護職員の健康チェックや、マスク手洗いの励行などの感染予防対策は継続されております。介護事業所の皆様の感染症予防のご配慮・取組によりまして、お陰様で現時点で鴨川市内の事業所から1例の感染者の報告もありません。この場を借りまして感謝申し上げたいと思います。

では、事業報告に移らせていただきます。資料2をご覧ください。今年度は政府による緊急事態宣言が4月16日から5月6日まで発令され、4月から人が多く集まるイベントや研修会、会議はほとんど中止になりました。緊急事態宣言が解除されてからも感染症予防に配慮し、三密を避け市内や近隣市町村の動向を見ながら事業の開催をしております。

資料の13ページをご覧ください。医療・介護連携推進のために開催を予定しておりました、医療介護の専門職向けの研修会の中止、また安房地区の広域研修も中止となりました。

少し戻りまして、資料7ページをご覧ください。地域住民と介護専門職員等の専門職ネットワークづくりのために開催しておりました地域ケア会議も中止となりました。

このコロナ渦にあって、開催方法を工夫して開催した事業として、資料の14ページをご覧ください。中段にあります、鴨川地区生活支援介護予防サポーター養成講座です。

この講座は、鴨川市社会福祉協議会と共催で昨年から開催しておりましたが、台風やコロナの影響で予定のとおり講座を開くことが出来ず、今年6月ようやく最終回の講座を開くことができました。今後は、養成講座修了後のフォローアップ講座の開催を検討しております。

続いて、認知症に関連した事業をご報告いたします。資料18ページをご覧ください。認知症高齢者家族のつどい事業ですけれども、これはいまだ一度も開催ができておりません。

続いて、資料の19ページをご覧ください。認知症サポーター養成講座につきましては、少人数での開催を企画して3回開催させていただきました。認知症の啓発がコロナ渦で実施できない状況のなか、認知症の相談件数は増えております。

資料の2ページをご覧ください。こちらには、総合相談の実績が記載されています。資料2ページ中段ですが、総合相談センター相談受付実績をご覧ください。左から3列目の認知症に関する相談は現時点で26件となっております。昨年の同じ時期には、相談件数は12件であり今年度は既に2倍の相談が寄せられています。

関連して、資料の17ページをご覧ください。認知症地域支援推進員事業の中段ですが、認知症に関する新規相談件数・継続相談件数とも昨年度より増えており、相談内容としては認知症に対する受診相談が増えておりますが、最近では自動車運転免許の相談も増えております。

資料の4ページをご覧ください。認知症高齢者の増加は相談件数にもみられますが、日常生活自立支援事業や成年後見制度の相談件数にも表れています。昨年度の同時期では、2件だった市長申し立て件数が今年度は既に4件。今後、申し立て準備をしている事例もあることから申し立て件数は増加することが見込まれています。

続いて、高齢者の食を支える高齢者等配食サービス事業についてご報告いたします。資料9ページをご覧ください。高齢者の食を支えるという趣旨から、コロナ渦であっても事業の中止はせず、感染予防対策を講じて事業を継続してまいりました。具体的には資料の中段に記載のとおり、毎日配達員の健康チェックを行い、配達時の配慮として玄関から声をかけ利用者の返事を確認してから玄関に弁当を置くなど、直接の手渡しによる安否確認ではなく間接的な安否確認による配達を行いました。

9月末までの実績でみますと、昨年度より実績は減っておりますが市内の弁当業者が年末までに2店舗閉鎖するため、感染症に配慮しつつ新規相談へ対応しているところ です。

続いて、介護予防についてご報告いたします。資料 10 ページをご覧ください。介護度重度化防止推進事業です。地域の高齢者ができる限り、要支援や要介護状態になることを予防するため、介護度重度化防止推進員が福祉センター会場、天津小湊保険福祉センター会場の2か所を拠点に体操教室を開催しておりました。

今年度は感染症予防のため、7月まで開催を中止させていただきました。その期間は 10 ページ中段にあります、体操教室通信を発行し自宅でできる体操の紹介を行うなどの運動啓発を行いました。7月から再開されましたが、実績に記載のとおり密を避けるため参加者を2グループに分け人数を減らし、時間も1時間程度と短縮し内容も自宅でできる体操紹介と感染予防に配慮した実施方法へと変更しています。

介護度重度化防止推進員の活動は地区のサロンに出向いて行う活動もありますが、コロナ渦で地域ボランティアの活動も減少しており、サロンの開催も減って推進員がサロンに出向くことはありませんでした。コロナ渦において地域のボランティア活動も感染症に配慮した、新しい生活様式に対応していかなければならず、なかなかサロンの開催も進んでいません。そのため、高齢者の集まる場が減り外出の機会も減ることから、足腰が弱くなり生活が困難となり介護保険申請に繋がることが懸念されております。

今年度は特にコロナ渦を踏まえた課題として、感染症予防のため地域住民同士また、医療や介護に関わる専門職の繋がりが減少しております。新しい生活様式に配慮した事業の在り方、繋がり方を検討していく必要があります。

また、認知症高齢者の増加により、相談件数や権利擁護の対応件数も増えているところですが、認知症予防や地域で高齢者を支えるための対策についても、地域啓発がなかなかできないなかで、検討していく必要があると思っています。以上で、福祉総合相談センターの事業報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(榎本議長)

ただいま、事務局より議件(1)「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進捗状況について」の説明がありました。質疑、ご意見等がありましたら、発言をお願いいたします。

(山田委員)

配食サービスについてお伺いしたいのですが、どういう方を対象にしておられるのか。独居の方なのか、独居プラス認知の方で週に何回なのか、独居で介護保険を使っていない方に対して外出・買い物・免許証を返納したとか、周りに頼む人がいないとかといった場合に、どのように市の方が必要な人、あるいは求めている人を探していくような体制になっているのか。山奥等を含めていろいろ大変だとは思いますが、ちょっと数が少ない気がしたのでお伺いしたいと思います。

(事務局 田中主任保健師)

高齢者等配食サービスの対象者ですが、65歳以上のお一人暮らしの方、また高齢者のみの世帯、障害者手帳をお持ちの方も対象になっております。ご家族と同居の方は対象外となっております。

あとは回数ですが、月曜日から金曜日までの週に1回から5回までが利用できる回数となっております。

把握なんです、鴨川市の配食サービスはケアマネージャーさんからの相談が一番多いです。対象のなかに介護の認定が出ている方や認知症の方というような決まりはなく、広報かもがわにも掲載しているが、65歳以上の高齢者、高齢者のみの世帯と

しか書いていないので、介護認定がない方からもホームページを見たとか口コミで聞いたというような相談があります。

相談を受けますと、社会福祉協議会にこの事業は委託しておりますので、総合相談センターの地区担当が、市の職員と社協の職員で一緒にご自宅に出向いてご本人と面接をさせていただいて、アセスメントしたものを元に市で会議にかけ利用決定の出た方に配食を社協さんがお届けするという流れになっています。

介護の認定のなかでも要件として調理が困難な方や、買い物にご自分で行けない方というところを対象の中に具体的に入れております、それと栄養改善です。

利用されている多くの方は、自分で買い物に行けないとか調理が出来なくなってきた方といいますと、介護の認定が出ている方が多いです。認知症でレンジが使えなくなったという方もいらっしゃいます。

また、栄養改善として糖尿病や心不全などでカロリーの制限がある、または塩分制限がある、透析をされている方で栄養に配慮が必要という方もなかにはいらっしゃいます。

とても元気で自分で買い物に行ける方でもご相談があるが、この事業の目的の一つに安否の確認を挙げておりまして、配達時間が3時半から5時位になりますが、配達時間に必ず家にいて受け取りをしてくださいとお話ししますと、その時間に待てられないということで、説明を聞いたけれども利用しないという方もいらっしゃいます。

数が少ないのではないかとということですが、鴨川市の配食サービスは毎月約 40 から 50 件位の方がご利用になっております。

今まで鴨川市内に個別に個配をしてくださるお弁当業者が2社ありました。一つはカラコロという所、もう一つはおむすびという事業所になりますが、今まで市でお受けしてない分は民間のお弁当屋さんが弁当配達を担ってくださっていたので、市の配食サービスの件数はそれほど多くなかったと思うが、先程事業報告でも申し上げましたとおり、カラコロさんが7月末で閉店しました。そして、おむすびさんもこの年末をもって閉店するというのを10月に入り聞きました。

今まで民間で担ってくださっていた分が市の方に相談として増えている状況です。これから更に増えてくるのではないかと考えているところです。以上です。

(山田委員)

ありがとうございます。

(榎本議長)

他に、質疑等ございませんか。

(石井委員)

配食事業についてですが、今の現状、先程山田先生からお話しもあったように、事業所の数がかなり少なくなっているということで、民間の事業所とかが参入でき、配食事業所が増えるような施策を考えていただきたい。

私の利用者さんでも配食サービスを飽きてしまう方が結構多い。

飽きると次のサービス事業所と変えていくのですが、その事業所の数がなくなってしまうことがあります。

そこでケアマネージャーとして何を考えるかということと訪問介護のサービスを導入しようとするのですが、大体1時間食事作りに家に来てもらって2,500円鴨川市が介護給付費として出すかたちになりますが、利用者さんが250円自己負担でやってもらえるというところで、メリットを感じて生活介護の方でヘルパーさんを利用したいという方が結構いるのではないかと思います。

また一方で、配食事業所おむすびというのは、うちの法人で運営していましたが、なかなか1時間250円で食事を作ってくれる事業所がある中で、毎日のお弁当を700

円・800 円という高い設定になかなかできない。そんな中で 500 円前後でやっていたが、基本うちの法人のお弁当サービスというのは赤字の事業で、元々社会貢献の意味でずっとやっていたので継続できたが、なかなか民間の業者が続けていくというのはかなり難しいところなのかなと思っています。

場合によっては要介護認定がある方に限って補助を出すとか、1 時間 250 円のヘルパーさんに対抗できる配食サービスを育てるというところで、鴨川市として検討していただけないかというところなんです。そのようなところで介護給付を減らすヒントがあるのではと思ったので質問させていただきました。

(事務局 角田課長)

日頃よりいつも大変お世話になっております。石井委員から、ただいま配食サービスのご提案いただきました。確かに、コスト面からしますと鴨川地区広くございますので、今は配食サービスを社協さんの方で、実際に作っていただいているのは市内の特養施設にお願いしているものですから、実際に食事の支援プラス、お一人暮らしあるいは高齢者世帯ということで、若い方がいらっしゃらない世帯が多いということ。そういったことを考えますと、安否確認も大切なところとなってきますので、その辺の両側を兼ね備えたかたちでのサービス対策が必要なかなと思っています。

担当職員からもお話しがあったとおり、事業継続という観点からしますとコストの採算性というのはなかなか難しいのかなと。介護保険事業全体的にそのようなことが言えるかもしれません。市としましては、市だけのサービスだけではなく既存の宅配業者さん、ワタミさんなどもございます。そのような所と、必要に応じてお話しをさせていただきながら、必要とされる方にとってより良いサービスを作っていきたいと思っています。ご丁寧ありがとうございます。

(和泉委員)

めぐみの里の和泉です、2 つご質問です。

一つは要介護認定者の推移で、令和 2 年で減ったということですが、これはこれから徐々に減っていくような推移見込みなのかということと、もう一つは資料 1-2 の地域包括ケア推進事業介護人材確保対策事業の 22 ページですが、介護施設では全国どこでも人材不足と言われていますが、ここに介護福祉士養成施設に在学している者に就学資金の貸し付けを行うということで、制度を新設したとありますがこれは具体的にどのようなものなのか、ご説明いただければと思います。

(事務局 高橋課長補佐)

要介護認定者の推移について、介護保険の高橋の方からご説明させていただきます。現在 2,400 人ということで介護保険の認定者推移しておりますが、令和元年から減っている状況です。

ただこの後、介護保険料の方で少しご説明したいと思っていたのですが、将来的には鴨川市の人口は減っていきます。しかも 65 歳から 74 歳の高齢者は減っていくんですが、後期高齢者は増えていく。そういった状況のなかで要介護認定者は令和 7 年が 2,511 人、令和 12 年が 2,601 人、令和 17 年が 2,661 人とほぼ横ばい状況です。

というのは、逆に言えば認定率が高くなっていく。そういう状況が今のところ鴨川市の人口ピラミッドの推移で想定されているという状況です。以上です。

(事務局 角田課長)

介護福祉士奨学資金貸付制度につきましては、すでに看護師につきましては以前から創設してあるのですが、介護人材不足が市内の事業所でも顕著な状況で、アンケート調査実施したところ少ないのではなかろうかということで、この制度を創設したものです。

この制度の概要を申し上げますと、将来鴨川市内の介護施設、事業所等で就職を希望している方で介護福祉士を目指す方を対象としております。県内の専門学校ないしは大学、養成施設に通う方で月額2万円を貸し付けさせていただきます。そして、終業後に介護福祉士の試験を受けていただき受かって就職した場合、貸付期間と同期間を鴨川市内の事業所で従事していただければ、お貸しした金額については減免・免除するという制度になります。

それ以外のものについては、1／2の減免等々をするかたちで制度をスタートしたのが4月からです。周知期間が短かったものですから、県内の高校・専門学校等へご案内しましたが現在の貸し付けの実績は今年はありません。

(榎本議長)

他に何かありますでしょうか。ないようですので、ただいまの議件(1)「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進捗状況について」は、事務局からの説明のありましたとおり、ご了解をいただけますでしょうか。

(了承)

ご異議もないようですので、ご了解をいただけたものと認めます。

(榎本議長)

これより、議件(2)「次期計画(令和3年度～令和5年度)の概要について」を議題といたします。それでは、事務局より説明願います。

(事務局 角田課長)

改めまして、健康推進課の角田と申します。私からは、資料2の「次期計画(令和3年度～令和5年度)の概要について、ということで一枚資料をお開きください。

第8期の鴨川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の現時点での骨子案について概要をご説明させていただきます。

国においては、令和2年7月31日に全国保険担当者会議が開催され、第8期の介護保険事業計画策定へ向けての基本指針案が示されました。改正案や介護報酬案については、社会保障審議会介護保険部会や介護給付費分科会において審議が続いているところでございます。12月に意見が取りまとめられると聞いておりますが、鴨川市といたしましては国が示す見直しの基本的な考え方等を踏まえまして、計画の策定を進めてまいりたいと思います。

それでは、総論でございます。資料2の3ページ、計画の策定にあたりまして、介護の社会化や地域包括支援センターの整備を進めてきましたが、団塊の世代が75歳以上となる令和7年、いわゆる2025年問題を目前に控え、高齢者の暮らしを支える体制整備が一層重要となってまいります。

特に高齢者人口は減少傾向にある中、要介護認定者や認知症高齢者が増加し、介護保険費用負担増や担い手不足が一層深刻になることが懸念されています。こうした状況に対応するため、医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」構築のための体制づくりが推進されており、本市におきましても、住み慣れた地域で、安心して自分らしく暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めてまいりました。

第8期におきましても、引き続き、地域包括ケアシステムの「深化」「推進」を図り、高齢者の皆様が可能な限り健康で自立した生活を送れるよう、適切な介護サービスを整備するため、皆様方よりご意見を賜りたいと思っております。

具体的な計画ですが、4ページをご覧ください。こちらが、国が示すポイントを表したものでございます。

1 項目目が、「①2025・2040 年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備」です。これは、団塊の世代が 75 歳に到達する 2025 年と、生産人口が急激に減少する 2040 年に向け、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定していくこととなっています。

2 点目は、「②地域共生社会の実現」として、制度や分野の枠を超え、ささえあいの社会の実現に向けた取組を進めていく予定でございます。

3 点目は、「③介護予防・健康づくり施策の充実・推進」として、高齢者の保険事業と、介護予防事業の一体的な取組により、高齢者の重度化を図り、生きがいづくりの観点から社会参加ができる環境整備を進めていくということを記載する予定です。

4 点目は、「④有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅の情報連携」です。皆様もご承知のとおり、天津の浜荻地区に建設中の大規模な有料老人ホーム、「パークウェルステイト鴨川」473 室も令和 3 年 11 月に完成予定となっております。

この施設のターゲットは、首都圏を含めた広い範囲となっておりますので、すべてが鴨川市の保険料に影響を与えるものではありませんが、少なからず市内からの入居も想定されております。また、主基の成川地区に県指定のサービス付き高齢者住宅「ゆうらく」20 床が今月 15 日に入居開始となったものです。

これら質の確保や適切なサービス基盤整備に関し、県と市の情報連携を強化してまいりたいと考えております。

5 点目の、「⑤認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進」でございます。こちらは、認知症の方ができる限り地域でより良い環境の中で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、5 つの柱を基に推進してまいりたいと考えております。

6 点目の、「⑥地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組強化」です。こちらにつきましては、介護職員に加え、専門職を含めた介護人材の確保や、文書負担の軽減、ロボットや ICT の活用で業務の効率化に努めてまいりたいと考えております。

最後に 7 点目です。「⑦災害や感染症対策に係る体制整備」として、昨年、の台風被害や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性についても計画の中に盛り込んでまいりたいと思っています。

次に、5 ページをご覧ください。計画の位置づけとしては、老人福祉法に基づく「高齢者保健福祉計画」と、介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定するものであり、現在、市民協議会等で開催しております、今年度策定予定の「鴨川市第 4 次 5 か年計画」や関連する諸計画と共に整合性を図りながら計画を策定していきたいと思っております。

6 ページをご覧ください。計画の期間です。令和 3 年度から令和 5 年度の 3 か年となりますが、団塊の世代の方が 75 歳以上となる令和 7 年を見据えて、検討してまいりたいと思っております。

次に、資料 7 ページです。計画の策定体制として、昨年度各事業所、若年者、高齢者にアンケート実施しまして、皆様のお手元にアンケートの結果を冊子としてお配りさせていただきました。また、皆様方に今後 12 月ないしは 3 月に会議等進めてまいりますので、ご審議を賜りたいと思っております。また、今後はパブリックコメント等でも掲載をしていく予定でございます。

8 ページをご覧ください。高齢者を取り巻く状況についてです。人口推計については、先程ご説明させていただきましたので割愛させていただきます。

11 ページから 17 ページです。こちらは、一般高齢者について記載させていただいております。

また、18 ページからは、要介護認定の状況について記載しております。こちらも先程ご説明させていただきましたので割愛させていただきます。

次に、26 ページから 28 ページです。こちらは、サービス提供者、ケアマネジャーの状況等を記載させていただいております。

29 ページをご覧ください。第3章として基本的な計画の考え方を記載しております。基本理念につきましては、第7期を引き継ぐ形で考えております。介護予防と健康づくりに重点を置き、高齢者だけでなく、その前の段階からの取組が必要であると考えております。

そして、30 ページです。こちらには、鴨川市の日常生活圏域を4つに分け、世帯数や人口、高齢者数、要介護認定者数を記載しております。後ほどご覧いただきたいと思います。鴨川地区を除いた他の地域は、高齢化率が約40%増えているという状況でございます。

31 ページ以降でございますが、計画の重点目標、施策の体系となります。今後、皆様方のご意見を賜りながら、鴨川市としての重点目標を掲げてまいりたいと思っておりますが、ここで若干ご説明させていただきます。

まず、一番上の黒丸、全圏域での福祉総合相談センターの拡充についてでございます。現在4圏域に相談センターを設置しております。鴨川地区はふれあいセンター、天津小湊地区にはサービスセンター、江見・長狭には相談センターの窓口として、ふれあいセンターに繋いでいただく機能として、国保病院とエビハラ病院にそのランチ機能をお願いしておりますが、今申し上げましたとおり、地域によっては高齢化率が40%を超えるという所がございます。こういった地域の特性を鑑み、現在建設中の鴨川市立国保病院の相談センター機能拡充を視野に入れまして、鴨川市内全体のセンターの役割の分担と機能強化をしてみたいと考えております。

黒丸の3番目でございますが、介護予防・生活支援の充実についてです。こちらは、高齢者を支える体制づくりとしてフレイル対策を含めた介護予防を推進し、高齢者の分野から発生する8050問題やダブルケアの問題、生活困窮等への対応を図るため、社会福祉協議会の生活支援コーディネーターと連携を図りながら、要支援者への総合事業、例えば訪問介護、通所介護等の円滑な推進に向け、事業の強化を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、資料32 ページです。高齢者の保険事業と介護予防の一体的な実施ということでございますが、75歳以上の後期高齢者の保険事業と介護予防事業を一体的に行うことにより、本年度からは総合検診において、後期高齢者の質問票の導入としておりますが、国では専門職の関与により高齢者の通いの場を拠点として保険事業と運動・口腔・栄養等のフレイル対策を推進するイメージが示されていることから、こういったイメージに近づけていけるよう、実施に向けた体制づくりを強化してまいりたいと思います。

この他、災害・感染症対策の推進です。昨年の台風を教訓といたしまして、防災訓練を実施すると共に、情報の集約化、日頃からの事業者の皆様方との防災意識の共有を図り、防災意識の向上を図ってまいりたいと思います。また、感染症対策として、必要な物品を調達すると共に、介護事業者の皆様方へ迅速な情報提供をしてみたいと思います。そういったことを計画の中に盛り込んでいきたいと思っております。

以上、骨子案について、私からの説明は終わらせていただきます。

(榎本議長)

ただいま、事務局より、議件(2)「次期計画(令和3年度～令和5年度)の概要について」説明がありました。質疑、ご意見等ありましたら、発言をお願いいたします。

(酒井委員)

4ページ一番下に、社会福祉連携推進法人の制度の創設について触れてあります。今年の国会の6月にこの法が整備されたと思うが、社会福祉法人同士の連携や大規模化ということで、個人間の資金融通や経営ノウハウの提供、あるいは共同経営の実施といろいろなことが盛り込まれているわけですが、来年3月から運用開始ということで、鴨川市では具体的にどこかに働きかけているのか、あるいはこの法人と

というのは、手を挙げれば皆が承認されるのか、そういったことの対策等やルールをお伺いしたい。

(事務局 鈴木課長)

福祉課長をしている鈴木です。現在、こちらの社会福祉法の改正に伴って創設されます、社会福祉連携推進法人を鴨川市のなかで具体的に創設を目指すという段階までいっているという所では現在ない。

現在、社会福祉法人の皆さんにおいては、市の方から災害時に各施設に福祉避難所の開設をお願いするなど、こちらの中で皆さんにお集まりいただいて、連携等について働きかける話をさせていただいた状況です。

連携推進法人の段階に取組を高めていく等については、今後の課題としてこちらの中でも進めていけることがいいかなと思っております。

特に、災害等にあつてはお互いの社会福祉施設同士の連携等によって、実際に被災された施設があった場合の対応等においても迅速な支援に繋がれるということも想定されますので、そういった形に作り上げながら取り組めることが出来ればと考えているところです。

(酒井委員)

ありがとうございました。もう一点お伺いしたいんですが、ケアマネジャーさんの状況について先程ご説明がございました。

1998年に第1回ケアマネの試験がありました。その時の受験者数は20万7千人程いました。ところが2018年には、5万人を割り込んで直近では4万人台ということを知っております。

合格者数もピーク時は9万1千人あったのが、直近では1万人を切っているというような状況です。こういった面には、職種の高度化やスキルの高度化、あるいは待遇面、いろんな要素があると思うが、鴨川市としては待遇改善とか色々なことについてどう思うのか、あるいは千葉県や鴨川市でのケアマネジャーさんの実態はどうなのか、お伺いしたいと思います。

(事務局 高橋課長補佐)

それでは、介護支援専門員の現在の状況について、私の方から少しお話をさせていただきます。

酒井委員もご承知のとおり、第1回の時の受験者数は20万7千人を超えておりました。合格者数も9万1,269人ということで、合格率44%、かなりの方が合格しておりましたが、平成29年の時点で13万人の受験者数で、合格者も2万8千人ということで、ケアマネジャーの人材もあったわけですが、平成30年にかなり激減しまして受験者数が4万9千人で8万2千人の減となっております。

ケアマネジャーの合格者数も前年度2万8千人から4,990人と、約2万3千人の減ということで、平成30年と令和元年も同じく受験者数4万人、更に合格者数8千人と、平成29年と比べると、かなり人材が不足している状況でございます。

第22回令和元年度の千葉県の合格者数につきましては、全国8,018人のうち千葉県が199人と報告を受けています。

令和2年につきましては、10月11日に介護支援専門員の試験を行いまして、千葉県としましては1,560の方が受験しております。合格者数については今のところはございませんが、昨年の合格率は19%になっておりますので、約2割の方が合格している状況です。もちろん人材の不足については今後充分検討していかなければならない状況ではあると思いますので、計画の中では、充分検討してまいりたいと思っております。

(事務局 角田課長)

確かに、介護保険法上、ケアマネジャーの位置づけはサービスの調整を扱うキーパーソンになりますので、マンパワーが少なくなりますと適切なサービスへ繋げることが難しくなってしまいますので、市内の居宅介護支援事業所の皆様方の状況を、もしおわかりでしたら教えていただければと思います。

(石井委員)

正直、事業所によってはケアマネジャーが集まらないということで、言われている管理者の方が何名かいると思うが、その理由としては、私も 15 年以上ケアマネジャーをしておりますが、年々書類が増えてきて役割もどんどん増えていったというところと、それに反して報酬はほとんど変わらないというところで、責任や労働力に対してやりたいと思うケアマネジャーが少なくなっているのかなという感想を持っています。

書類がほんとに多くなっている中で、鴨川市としてもケアマネの役割が災害時にも担う役割がまた新たに出てきて、ケアマネジャーの役割がほんとに増えている中で書類を減らす方針を打ち出してほしい。そうしていかないと、ケアマネジャーが出来るマンパワーというのは限られているので、役割を増やすばかりではなくて減らせる部分でも検討していただければと思います。

(宗政委員)

新型コロナの影響を受けて、今アンケートをとっているというのは、現状のところからアンケートをとってポイントを絞られていると思うが、新型コロナが広がっていて閉じこもりとかなかなか地域の交流がない中で、介護予防健康づくりの施策や、地域構成社会の実現や、各項目のポイントにどのくらい影響を及ぼし、どのように取り組んで行かれるのか。

アンケートの結果からおそらく作られているところがあると思うが、現状ではなかなか交流が難しい状況のところがどのように加味されていくのか、どのようにお考えになっていらっしゃるのかお聞きできればと思います。

(事務局 角田課長)

ご意見ありがとうございます。確かに、地域活動においてコロナの影響で、なかなか集まることができないというなお声が出ております。感染症対策ということで市の方で基本的な感染症対策、マスクをしたり手洗い、人と人との距離を保つということをお願いしております。また、国からも新しい生活様式ということでいろいろ示されております。

我々は、そういったことを PR しておりますが、対象者が高齢の方ですと万が一罹った場合を考えると、怖くて集まらないという声をいただいております。そういったことを考えると今国でも準備しておりますワクチンや医療的な体制やフォローが必要なかなと思っております。

その辺が見えてくれば、市民の皆様のお安心も一つ増えて活動が更に活発になってくるのかなと思います。とは言うものの、私どももコロナだから事業が出来ないというわけにもいきませんものですから、最低限度基本的な感染症対策をやりながら、また皆様方とご協力をさせていただきながら健康施策を展開してまいりたいと思っております。

(事務局 鈴木福祉課長)

福祉課の方では、地域福祉活動の推進を図っているところですが、鴨川市における現状ということで考えますと、ボランティアをはじめとして地域で活動してくれております地区社協さんやボランティア団体の多くが、話しにもありましたように構成割合が高齢者の団体というかたちが実態でございまして、そういったなかでう

ちとしてもなかなか特効薬の話してなかなかないのが実態で、本当の感染症防止策としては、今角田課長から話しをされたことに取り組んでいく形の中で、それぞれの団体が取り組める範囲の活動を考えていただいて、進めていただけるようお願いをしたいということをお話しさせていただく以外に、現状こちらだけで特効薬の話ができるかという、ちょっと厳しいというのが実状になってしまっております。

活動がなかなか進まないと、全く1年間何もなくなってしまうと本当に地域が寂しくなる話しでもありますので、やれる範囲の取組を進めてもらえたらというところでございます。

(石井委員)

30・31 ページのところで、地域包括支援センターの業務を全4圏域に拡充するというので、今まで直営包括というところでは、公正忠実にサービスの調整等されていたのではと思いますが、やはり民間企業が入ってきて自治法人で囲い込むようなことがないような、監査体制みたいなものはどういったことを考えていらっしゃるのでしょうか。

(事務局 角田課長)

確かに、4地域の中で2か所法人が違うところがございます。ここにつきましては、確かに自分の所にサービスを囲い込みという所がないように、日頃から定例的な会議をさせていただく中で進捗状況等を確認させていただいているところです。

また、厳密に言えば監査ということもあるのでしょうけれども、基本的には区域担当者と連携を図りながら、またうちの方は包括機能がございますので、サービスセンターさん、ランチの相談センターさんの後方支援もさせていただいていますので、そういったところで確認させていただいているところです。

(榎本議長)

それでは、議件(2)「次期計画(令和3年度～令和5年度)の概要について」は、他にご質問がないようですので、この計画に沿って進めていただくことでご理解いただけますか。

(了 承)

(榎本議長)

続きまして、議件(3)「介護保険料(令和3年度～令和5年度)の設定について」ご説明いただきます。

(事務局 高橋課長補佐)

介護保健係の高橋です。介護保険料についてご説明させていただきます。着座にて失礼します。

お手元の資料3をご覧ください。まず、1ページ目をお開きください。こちらには、介護保険料がどのように決まるかという所を記載させていただいております。

介護保険法では介護サービス費のうち利用者負担を除いた費用の総額を介護給付費と言いますが、この介護給付費を公費である国が25%、県と市が12.5%ずつ、残りの50%を65歳以上の第1号被保険者と、40歳から64歳までの第2号被保険者とで負担するように定めております。

市では3年を一期とする介護保険事業計画で第8期の令和3年から令和5年度に必要な給付費を推計しまして、表の1号被保険者の保険料である第8期の保険料を設定することとなっております。なお、介護給付費のうち65歳以上の第1号被保険者は、全体の23%を負担することとなっております。

続いて、下段をご覧ください。保険料を決定するプロセスでございますが、これにつきましては、国から「地域包括ケア 見える化システム」という計算式がインターネット上で示されておりますので、その計算式に今までの実績や人口等を入力しまして、全国統一の保険料計算がされる仕組みとなっております。

2 ページをお開きください。将来推計の流れとなりますが、①として総人口や被保険者数の実績を入力し、推計等を確認いたします。続いて、②要介護・要支援認定者数の入力、③施設・居住系のサービス利用者数の入力、④在宅サービス利用者数の実績を分析評価して、⑤地域支援事業等の見込み量を推計し、⑥で保険料が算定されます。

3 ページをご覧ください。ここでは、今までの介護保険料の推移をまとめておりますが現在の第7期保険料は6,000 円と、第1期の保険料の倍以上となっております。鴨川市の保険料は千葉県内では一番高い保険料となっておりますが、全国平均5,869 円と比較しますと、大きく乖離している額ではないものかと思われます。

なお、千葉県の平均額は、5,265 円と、埼玉県の 5,058 円について全国で2 番目に低い県であります。

介護保険料が高くなる要因ですが、介護保険の認定率と、もう一つが1人当たりの介護保険の利用額となります。使いたくても使いたいサービスがない地域では給付費が低く抑えられて保険料が安くなり、鴨川市のように施設が充実されて多い地域につきましては、給付費が高くなり保険料も高くなる傾向もあるのではないかと考えております。よって、市の財政力や人口の多い少ないといったものは保険料に関しては影響はないと考えております。

4 ページをご覧ください。先程説明しました、国のシステムにより計算された総括票となります。細かい数字で大変申し訳ありませんが、こちらの数値が保険料の算定の数値となっております。

はじめに、1. 被保険者数ですが、鴨川市の人口を100 歳以上の方まで一歳刻みで入力し、推計を出しております。見てのとおり、年々減少の傾向となっており、令和7年には20,828 人、令和12年には19,208 人、令和17年には17,000 人と被保険者数は下がっていく傾向にあります。その反面、2. 要介護認定者は若干増加するも、ほぼ横ばい状態で認定率が高くなるという推計となっております。

5 ページをご覧ください。こちらは、介護サービス見込み量となっております。介護サービス量もほぼ横ばい状態で、ヘルパーやデイサービスなどの在宅サービスや、グループホームなどの居宅サービスなどは需要があり、施設サービスも横ばいということですが、令和7年以降施設サービスがかなり減っているが、現時点で介護医療院への転換が未定施設があるということで、数値がゼロになっております。

今後こちらについては、施設側の推移を確認しながら入力していきたいと思いますが、8期への保険料への影響はないものと考えております。総給付費につきましては、令和5年までは増加するものの、令和7年以降若干減少の傾向もみられます。

このように、国の示したシートに必要な情報を入力した結果、鴨川市の65 歳以上である第1号被保険者の保険料が算出されますが、6 ページの中程に、7. 介護保険料基準額（月額）と示させていただいておりますが、第8期の保険料につきましては、6,034 円と試算させていただきました。

内訳については、その下に記載しておりますが、実はこちらの金額につきましては若干、基金からの取り崩しを考慮しております。基金の取り崩しを考慮しないと、6,367 円となり、基金からの取り崩しを一人当たり333 円に12 月を掛けて、12,400 円かける3 か年で、3 か年の取り崩しとして1 億4,000 万円の取り崩しを見込んでおります。ただ、こちらの数字につきましては、現時点でのかなり荒い数字となっております。

現在、国で審議されております令和3年4月の法改正また、報酬改定については反映されていないことや、市独自の追加のサービス、また様々な調整も必要になってくると思います。今後、更に精査させていただきたいと思いますが、あくまでも

第1回目の試算ということで、ご理解いただければと思っております。以上で、保険料の説明とさせていただきます。

(榎本議長)

ただいま、事務局より議件(3)「介護保険料(令和3年度～令和5年度)の設定について」説明がありました。質疑・ご意見等がありましたら、発言をお願いいたします。

いかがでしょう。これは、受け取ったからといって使ってしまうわけではなく、基金として残るわけですから、例えば受け取りすぎてしまったら次を少なくするとか、あんまり少なくすると運営に支障をきたしますので、その辺いかがですか。

(事務局 角田課長)

基金につきましては、現行の計画の中で基金の取り崩しをしていく。例えば、介護保険の入りと出の調整の中で出の方が多くなってしまった場合は、基金を取り崩していくということになりますが、それでもなおも足りない場合は県の基金にいただくことになりますが、その借り受けした場合には次期の第1号保険料に追加されてしまいますので、保険料が高くなるという状況になるかと思います。そういうことがないように、今事務局から説明がありましたように、まだ介護報酬のところは反映されておりませんので、介護医療院等への転換の施設もあるかと思っていますので、その辺を確認しながらもう一度この計画を精査していくかたちになるかと思っています。ただ、第1号の介護保険料に負荷がかからないように、基金からは一定の割合で取り崩しをさせていただいて対応していきたいなと思っています。

(榎本議長)

いかがでしょうか。他に、ご意見もないようですので、ただいまの議件(3)「介護保険料(令和3年度～令和5年度)の設定について」は事務局からの説明のありましたとおり、ご了解をいただけますでしょうか。

(了承)

(榎本議長)

続きまして、議件(4)「地域密着型サービス事業所の指定更新について」を議題といたします。事務局より説明願います。

(事務局 高橋課長補佐)

介護保健係高橋です。それでは、(4)地域密着型サービス事業所の指定更新について、説明させていただきます。

資料4をご覧ください。はじめに、指定更新事業者についてですが、市内の地域密着型サービス指定事業者である「複合型サービス事業者フローラ」が令和2年10月31日で指定期間が満了となることから、保険者の同意を得て指定更新を行いました。

次に、居宅介護支援事業者については、今まで県の指定でしたが、平成30年4月より指定権限が市へ委譲され、指定更新については市で行うこととなりました。まず、「千の風・清澄ケアプランセンター」については、令和2年6月30日で指定期間が満了となることから、保険者の同意を得て指定更新をさせていただきました。

続いて、「ウテナ・ケアプランセンター」と「有限会社れもん企画」については、いずれも廃止届により廃止となりました。

次に、参考ではございますが、市内において県指定の介護サービス事業者の指定がありましたので、標記させていただきました。こちらは、市内長狭地区の成川において、サービス付き高齢者住宅を建設し、今月の 15 日に入所が開始されました施設に関連する事業者であります、「デイサービスセンターゆうらく」20 名規模と聞いております。「ヘルパーステーションゆうらく」の 2 事業所でございます。また、市指定の総合事業事業者としても指定申請があり、皆様の同意が得られれば 11 月 1 日付けで指定をしてまいりたいと思っております。

最後に、地域密着型サービス事業者の指定でございますが、デイサロンさくらにつきましては、運営母体が「特定非営利活動法人ふれあいサポートさくら」より、ヘルパーやケアマネなどの運営母体である「株式会社エフ&エフ」への変更のみで、経営内容に変更はなかったことから、保険者の同意を得まして指定をさせていただきました。

以上で、指定更新の説明とさせていただきます。

(榎本議長)

事務局より、議件（４）「地域密着型サービス事業所の指定更新について」説明がありましたが、何かご質問等ございますか。

よろしいですか。

特にないようですので、ご了解いただけたものと認めます。

(了 承)

(榎本議長)

せっかくの機会でございますので、何かご意見等あればお伺いしたいと思います。

(山田委員)

まだ決定ではないですが、城西国際大学が閉校になって成東の方へ移るというようなかたちで報道されていますが、そこで約 300 人の学生が鴨川市から離れるというような事態になりかねない。そうするとアパートがかなり空く可能性がある。

鴨川市は亀田病院に勤めている方も含めて、かなりアパートがあるが、その 300 人のうちの何割かが住んでらしたのが空くということになる、そのアパートの有効利用というかたちで、グループホームみたいなアパートに住んでいただいて、集合住宅みたいにできるということが勝浦にはあった。

それは、設備が古くなったので、トイレを水洗にしないと更新させないとか、そんなところで弊害があったというところがあるが、鴨川市でも有効利用されると、そこに人が集まってきて高齢者の方達の行き来や、グループ活動のようなものも盛んになる可能性があるが、その辺りのハードルが高ければ出来ないが、地域活性の材料になればいいなと考えました。

(榎本議長)

お話しとして伺っておくということで、何か再利用の方法等があればいいのかなと思います。他に何か。

(酒井委員)

今日は牛村部長さんが欠席なんですけど、おそろくいらっしゃったら最後に国保病院の現状をご紹介いただけたと思うので、国保病院の現状をお聞かせ願いたいのと、将来的に 2017 年に地域医療連携推進という法が成立しまして、この辺りだと南房総市の富山国保病院と安房地域医療センターが連携しているんですね。

それは、安房地域医療センターが救急医療を中心とした急性期の病院、そして富山国保は療養型の病棟を地域包括ケア病棟に変更するといった棲み分けを可能にし

ている。将来的に国保病院も具体的な名前はわかりませんが、どこかの医療法人とそういった連携をすることをこれから考えるのかということで、良いメリットは市議会でも今日傍聴していらっしゃる佐久間議員も質問されていたが、毎年毎年医師の派遣を千葉大の医学部とか自治医科大とかへ要請するのも大変苦勞されているので、そういったことも解消できる。現状と将来のこういった考えはどうですかということをお聞きしたい。

(事務局 角田課長)

いつもご意見ありがとうございます。本日、牛村部長が千葉の方へ出張でして、国保病院の現状の進捗状況ということですが、この前伺った時には2月の開院に向けて準備をしているところになります。そこが完了次第、関係者の方にお集まりいただいてご披露させていただくということも予定の中に入っているようでございます。当然、経営の問題もあるでしょうし、市内の医療機関との連携についてもおそらく考えがあると思いますが、細かいお話しについては聞いてないものですから、この場で正確なことは申し上げるのは難しいということで、また後程回答させていただければと思いますので、それでご容赦いただければと思います。

(事務局 鈴木課長)

先程のアパートの件で、お話しのとおり城西国際大学さんのお話しというのは、動きとしてあるなかで、将来的にはアパートが空くのではないかというお話しがございます。高齢者の状況として、身寄りがなかったりするような方は、アパートの契約が難しいというのが現実の中で起きているというのを伺っている。そういったことについては、国の方で居住確保法というかたちで、それぞれアパートの方に高齢者においても契約を断らないようなかたちの促進を図っていることもありますので、今後こういったアパートが増えてくる中で、高齢者等に対する部分などで充実につなげられるような働きかけということをできたらいいのかなと思っております。

(和泉委員)

今年、新型コロナウイルスということで、医療機関の皆さんとか事業所の皆さん、大変ご苦慮されて冷や冷やしながら仕事をされていたと思いますが、今現状、鴨川市では落ち着いている状況かなと思われそうですが、またこの冬インフルエンザとかコロナとかが流行りだして、都心部からも流れてくる可能性というのがあるかなと思っているんですが、もし鴨川市の中で大きな感染が広がった時の鴨川市さんの対応というものとかは何か検討されているのでしょうか。

(事務局 角田課長)

和泉委員さんからのご質問ありがとうございます。新型コロナ関係で、確かに今G0-T0シリーズが始まって、患者数が一時期より増えている。しかしながら、重症化が今のところないということで、鴨川市も1名感染の方が発生して以降は感染状況はないのですが、冬場になりますとウイルスの活動期に入ってきますので、ちょっと心配です。

仮に市内で発生した場合については、直ちに鴨川市では災害本部を発して対応を図っていくことになります。ただ、新型コロナウイルスについては指定感染症に入っておりまして、保健所と連携しながらということになります。

鴨川市内で感染症が発生した際には、前回と同じように公共施設であれば利用について規制をかけていくようなかたち、濃厚接触者が立ち寄った箇所が公共施設であれば、その辺も制限をかけていくというようなかたちになってくると思います。それについても市民の皆様、県も報道発表しますが市も併せていち早くお知らせをさせていただく。

しかしながら、県の方から個人を特定するような情報は得られませんので、あくまでも感染者の発生、濃厚接触者の人数について早くお知らせする。不要な心配を招かないことと、その人の特定をしたり、その人の人格を侵害するような差別的事象も発生しておりますので、そういったことがないように市の方も慎重に対応していきたいと思います。

また、介護保険事業所様の方でも、発生となりますと大変となりますので、そういった場合は市と連携させていただいて、保健所と共に対応させていただきたいと思います。以上です。

(榎本議長)

私、民生委員協議会で県の方に行っていますが、ただ気を付けてやってくださいよということではなくて、民協の場合はガイドラインをしっかり作って、その中でどういう活動をするかというのを決めているので、もし事業所とか色々なグループがあれば、その中でのガイドラインを作って、共通の理解のもとに少しでも感染を減らすというのも一つの方法かなと考えています。

他にございますか。

それでは、特にないようですので、長時間に渡りましたけれどもご審議いただきありがとうございました。いただきましたご意見等につきましては、できる限り反映をさせたなかで介護保険の第8期事業計画を作成したいと思います。

今日はありがとうございました。議長の任を解かせていただきます。

(事務局 山口課長補佐)

榎本会長さん、ありがとうございました。委員の皆様、長時間に渡り、慎重なご審議ありがとうございました。

それでは、次に「5. その他」ということでございますが、今後の会議日程につきまして若干お話しをさせていただきたいと思います。令和2年度の第2回介護保険運営協議会につきましては、令和3年1月28日木曜日の午後1時30分から、この会場で行いたいと考えております。よろしいでしょうか。

よろしければ、会議日程につきましては、改めてご連絡したいと存じます。

それでは、以上を持ちまして、令和2年度第1回鴨川市介護保険運営協議会を閉会いたします。長時間に渡り、どうもご苦労さまでした。

【終了時刻 午後3時45分】

令和2年12月16日

議事録署名人

委員 和泉 悟